

## 郡山ナンバー導入に係るQ & A

※令和2年5月11日以降の取扱い

Q1：郡山ナンバーの対象車両は？

A1：原動機付自転車、小型特殊自動車を除く、軽二輪以上の車両が、郡山ナンバーの対象になります。

なお、臨時運行番号標、回送運行番号標、ダンプゼッケンナンバーは対象とはなりません。

### ○新規登録関係

Q2：平成26年11月17日(導入日)以降、郡山ナンバー対象地域で新規登録したときのナンバープレートはどうなりますか。

A2：すべて、郡山ナンバーを交付します。  
(福島ナンバーとの選択制ではありません。)

### ○番号変更関係

Q3：郡山ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーを郡山ナンバーに変更できますか。

A3：変更できます。

Q4：郡山ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーはそのまま使用していてもいいですか。

A4：使用できます。あえて番号変更する必要はありません。

Q5：郡山ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーを同じ福島ナンバーに番号変更することはできますか。

A5：できません。

Q6：郡山ナンバー対象地域で、付与された郡山ナンバーを福島ナンバーに変更することはできますか。

A6：郡山ナンバー対象地域で、一度付与された郡山ナンバーは福島ナンバーに戻すことはできません。

○変更(移転)登録関係

Q 7 : 郡山ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーの自動車を福島ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。

A 7 : 番号変更の必要はありません。

Q 8 : 郡山ナンバー対象地域で、現在使用している郡山ナンバーの自動車を福島ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。

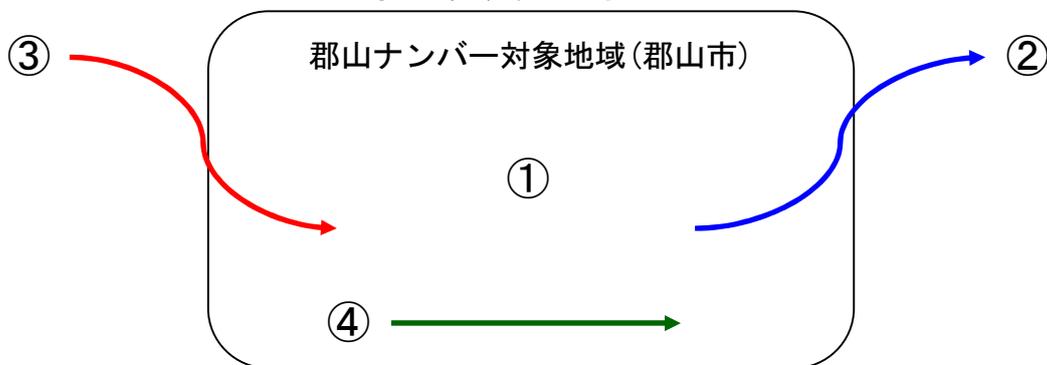
A 8 : 番号変更が必要となり、福島ナンバーが付与されます。

Q 9 : 福島ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーの自動車を郡山ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。また、他県から郡山ナンバー対象地域へ転入してきた場合はどうですか。

A 9 : 他県から転入してきた場合も含めて、すべて郡山ナンバーになります。  
(福島ナンバーとの選択制ではありません。)

【参考】

番号変更等早わかり図



- ① 新規登録 (ア) すべて郡山ナンバー (福島ナンバーとの選択制ではない。)
- ② 変更(移転)等  

転出
----

  - (ア) 郡山地域の福島ナンバー → 福島地域へ (番号変更なし。)
  - 会津、白河地域へ (会津 NO、白河 NO へそれぞれ番変あり。強制)
  - (イ) 郡山ナンバー → 福島、会津、白河地域へ (福島 NO、会津 NO、白河 NO へそれぞれ番変あり。強制)
- ③ 変更(移転)等  

転入
----

  - (ア) 福島、会津、白河ナンバー → 郡山地域へ (郡山 NO へ番変あり。強制)
  - (イ) 田村市のいわきナンバー → 郡山地域へ (郡山 NO へ番変あり。強制)
  - (ウ) 他県ナンバー → 郡山地域へ (郡山 NO へ番変あり。強制)
- ④ 番号変更
  - (ア) 郡山地域の福島ナンバー → 郡山ナンバーへ (希望により番変可能。)
  - (イ) 郡山ナンバー → 郡山ナンバー地域で福島ナンバーへ (不可)
  - ※ 郡山地域の福島ナンバー → そのまま使用可能